

政令第五十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「協定」という。」を「この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束」に、「協定の」を「国際約束の」に改める。

第二条第三号中「協定」を「改正協定」に、「付表4に掲げるサービス」を「付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「含む」を「含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）」にあつては、民間資金

等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
第七条の見出し中「公示」を「公示等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第六十七條の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 一連の調達契約にあつては、前条第四号に掲げる事項

三 契約の手續において使用する言語

第十条第一項第五号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

理由

二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書を実施するため、一般競争入札について公告をする事項を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。